

公正証書遺言サンプル

平成〇年 第〇号

遺言公正証書

当公証人は、遺言者甲野太郎の囑託により、後記2名の証人を立会させた上、遺言者が口授した遺言の趣旨を、次のとおり筆記する。

本 旨

第1条 遺言者は、相続人がいないので、生前お世話になった次の者に、別紙物件目録の土地建物を遺贈する。

住 所 広島市東区戸坂千足1丁目11番22号
氏 名 乙 山 和 夫 (昭和〇年〇月〇日生)

第2条 遺言者は、別紙物件目録第一記載の株券および同第三記載の動産類ならびに本遺言書に記載の無い一切の財産を、生前お世話になった次の者に遺贈する。

住 所 広島市東区戸坂千足1丁目11番22号
氏 名 田 中 春 子 (昭和〇年〇月〇日生)

第3条 遺言者は、別紙物件目録第二記載の預貯金から遺言者の葬儀費用並びに本遺言の執行費用および執行者の報酬を控除した残余の全てを、生前お世話になった次の者に遺贈する。

住 所 広島市東区戸坂桜東1丁目1番2号
氏 名 亀 山 二 郎 (昭和〇年〇月〇日生)

第4条 遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

事務所 広島市東区戸坂桜東2丁目11番23号
住 所 広島市東区戸坂桜東1丁目1番2号
氏 名 山 本 一 郎 (昭和〇年〇月〇日生)

第5条 遺言執行費用および執行者の報酬は、別紙財産目録第一記載の預貯金より支出するものとし、その金額については広島弁護士会報酬規定に基づいて算出し、遺言執行者で、におい別紙財産目録第二記載の預貯金解約金より控除することができる。

上記預貯金の残高が遺言執行費用および執行者の報酬の合計額に満たないときは、第2条記載の株券等の受贈者が遺言執行費用および執行者の報酬の不足額を遺言執行者に支払うものとする。

以上

本旨外の事項

住 所 広島市東区戸坂桜東1丁目1番1号
職 業 無 職
遺 言 者 甲 野 太 郎
昭和〇年〇月〇日生

住 所 広島市東区戸坂桜東1丁目1番2号
職 業 行政書士
証 人 山 本 一 郎
(昭和〇年〇月〇日生)

住 所 広島市東区牛田新町1丁目10番12号
職 業 医 師
証 人 東 山 則 之
(昭和〇年〇月〇日生)

遺言者は、当公証人その氏名を知らず面識が無いから、法定の印鑑証明書を提出させてその人違いでないことを証明させた。 _____

上記遺言者ならびに立会証人に読み聞かせたところ、いずれもこの遺言書筆記の正確なことを承認して、各自次に署名押印する。 _____

甲 野 太 郎 印

山 本 一 郎 印

東 山 則 之 印

物 件 目 録

< 省 略 >

財 産 目 録

< 省 略 >

この遺言証書は、平成〇年〇月〇日広島市中区大手町5番1地所在 田中病院2階201号室において、民法969条第1号乃至第4号所定の方式に従って作成し、同条第5号に基づき次に書名捺印する。 _____

広島法務局所属
広島市中区千田町1番1号
公 証 人 広 島 一 郎 印